

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和5年11月14日（火）、業務出張の移動途中、旭区内のスーパーマーケットに立ち寄り、弁当1個（500円相当）の料金を支払わずに店舗敷地外へ持ち出したところ、警備員に呼び止められ警察に通報されました。

その後、窃盗容疑で送検され、令和6年9月12日（木）に不起訴処分となりました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
みどり環境局 (令和5年度：環境創造局)	技術職員	30代	減給10分の1 2箇月

※本処分については、令和7年3月25日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- ・課長級1名 課長補佐級1名 所属長口頭厳重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005